

A54 開設者が異なるほか、以下の相違点があります。

	個人診療所	法人診療所
開設者	医師個人	法人
代表者	医師個人	理事長
執行機関	医師個人	理事会
業務の範囲	診療所経営(注)	本来業務、附帯業務、附随業務
診療所の開設及び移転	原則として事後的に届出可	事前に許可申請が必要
診療所の管理者	医師個人	医師個人(理事長又は理事)
登記	不要	必要
決算の届出	不要	必要
会計年度	暦年(1.1~12.31)	任意(最長1年)
税務申告及び納税	翌年3月15日までに所得税(住民税、事業税)の申告及び納税	決算終了後2ヶ月以内に法人税、住民税及び事業税の申告及び納税
課税関係	診療所の利益に対して事業所得として所得税が課税	法人の利益に対して法人税等が課税され、理事長は給与所得者として所得税が課税

(注) 院長個人は診療所経営の他に不動産事業など診療所以外の業務については原則として自由にできます。